



# うちなー健康経営宣言

第 373 号

令和 3 年 12 月 21 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

金城達也税理士事務所は、身近な相談相手として、関与先様に「ありがとう」と言われる仕事を目指しており、そのためには、仕事ができる環境、体調管理が大事だと思っております。特に、働く人の心と身体の健康が事務所の未来を明るくし、発展すると考えております。一人一人の生活に寄り添い、健康への取り組みをサポートし、健康経営に取り組んで参ります。

金城達也税理士事務所 所長 金城 達也

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取り組みを行う。
5. 食生活の改善に取り組む。
6. 運動機会の増進に取り組む。
7. 感染症予防に取り組む。
8. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
9. メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

